



平成22年5月10日

油断禁物！こんな時に火遊び火災は起きている ～5歳以下の幼児は特に危険～

東京消防庁管内における平成18年から平成20年までの3年間に発生した子供（12歳以下）の火遊び火災のうち、年齢が特定できた219件を分析した結果、**特に5歳以下の子供が行為者の場合に、死傷者の発生割合が高くなる**など、危険性の高いことがわかりました。

子供の火遊び火災を減少させるため、子供が簡単に操作できない機構のライターの規制が検討されているところですが、規制と併せ、5歳以下の幼児期の頃から、火の怖さや火遊びの危険性を理解させ、万が一火災が発生した場合には、適切な行動がとれるよう教育を強化していく必要があります。東京消防庁では、火災や地震に対する防火防災教育だけでなく、日常生活での事故防止に関する教育を含む「総合防災教育」を幼児期からの発育段階に応じて体系的に推進しています。今後もより一層推進し、子供の安全対策の向上を図ります。

「ふとした油断から発生」「低年齢で被害増大傾向」という特徴があります！

▶ 出火場所付近に保護者等がいた場合でも発生！

出火時に子供のみでいた場合が、140件（63.9%）と多いが、保護者等や13歳以上の兄弟等がいた場合でも79件（36.1%）と全体の3分の1以上あり、子供の行動には常に注意を払うことが必要である。

▶ 「子供のみで留守番」「子供のみで車内にいた」という状況も多い

出火時に子供のみでいた場合で、出火場所が「住宅内」「自動車車内」であるものが45件（20.5%）あり、5件に1件が子供だけの留守番や車内に子供だけが残されているといった状況で発生している。

▶ 5歳以下が行為者の場合には、危険性が増大！

行為者が5歳以下の場合と6歳から12歳以下の場合とを比較すると、死傷者発生件数の割合は3倍以上、火災1件あたりの死傷者数は5倍以上となっている。

また、5歳以下が行為者の火災では、51件中22件（43.1%）で行為者以外の死傷者が発生しており、6歳から12歳以下が行為者の火災と比較すると、行為者以外の死傷者発生件数の割合は6倍以上となっている。

詳細は、添付資料をご覧ください。

問い合わせ先

東京消防庁 (代) 電話 3212—2111
生活安全課生活安全係 内線 4206
広報課報道係 内線 2345～2349

子供（12歳以下）の火遊び火災の状況（要約）

1 行為者等の状況

- 219件のうち行為者が男児である火災件数は、198件（90.4%）で、大部分を占めている。また、女児単独又は女児のみ複数でいた場合は、15件（6.8%）とわずかであった。
- 3名以下の少人数でいる時に多く発生している。

2 出火時の状況

- 出火場所に子供のみでいた場合に多く発生（140件63.9%）している。一方、保護者等や13歳以上の兄弟等が出火場所付近にいた場合でも79件（36.1%）発生しており、就寝中や別の場所にいたなど、保護的立場にある者の監視が疎かになった状況下で発生しているケースが多い。特に、出火場所が「住宅内」「自動車車内」であるものが45件（20.5%）あり、5件に1件が子供だけの留守番や車内に子供だけ残しているといった状況で発生している。

3 死傷者の発生状況

- 行為者以外の巻き添えも、死者が2名、負傷者が69名（死傷者全体の69.6%）発生しており、行為者以外に巻き添えとなる場合も多くある。
また、行為者以外の巻き添えは、5歳以下が行為者の火災では、51件中22件（43.1%）で発生しており、6歳から12歳以下が行為者の火災と比較すると、行為者以外の死傷者発生件数の割合は6倍以上となっている。
- 行為者が5歳以下の場合には、半数近くで死傷者が発生している。
- 行為者が5歳以下の場合と6歳以上12歳以下の場合とを比較すると、行為者が5歳以下の場合、死傷者発生件数の割合は3倍以上、火災1件あたりの死傷者数は5倍以上高くなっている。

4 火災発生の曜日、時間帯の状況

- 曜日別では、水曜日に多く発生している。
- 時間帯別では、13時から17時の間で多く発生している。
- 就寝時間帯（22時から5時まで）でも発生しており、この時間帯の火災は、15件中4件（26.7%）で死傷者が発生するなど、他の時間帯（198件中33件（16.7%））と比べ、死傷者の発生割合も高くなっている。

5 分析結果及び過去の事例を踏まえた予防策等

- 子供の火遊びによる火災は、死傷者発生に至るケースが多いので、幼児期から火災の怖さや火遊びの危険性を理解させるとともに、万が一火災が発生した場合には、正しい行動がとれるよう、家庭内も含めて教育しておく必要がある。
- 子供だけを残しての外出は絶対しない。また、保護者等がいる場合でも発生している事例もあることから、保護者等が在宅していても子供には常に注意を払う必要がある。
- ライター、マッチ等は、子供の目に触れない場所かつ手の届かない場所で厳重に管理する必要がある。また、ガスの元栓等は、使用しない時には必ず閉めておくよう心がける必要がある。

6 その他

東京消防庁では、火災や地震に対する防火防災教育だけでなく、日常生活での事故防止に関する教育も含む「総合防災教育」を幼児期からの発達段階に応じて体系的に推進しています。

1.2 出火時に出火場所にいた子供の男女別人数別の状況

火遊び火災の出火時に、出火場所にいた子供の人数の状況と、その男女別の状況は図2のとおりであり、子供が3人以下の少人数でいる場合(181件、82.6%)に多く発生していた。

また、男女別の状況では、女兒単独又は女兒のみ複数でいた場合が15件、6.8%とわずかで、男児が単独又は男児がグループにいた場合(図2赤枠部分)が大部分を占めていた。

(火災件数)

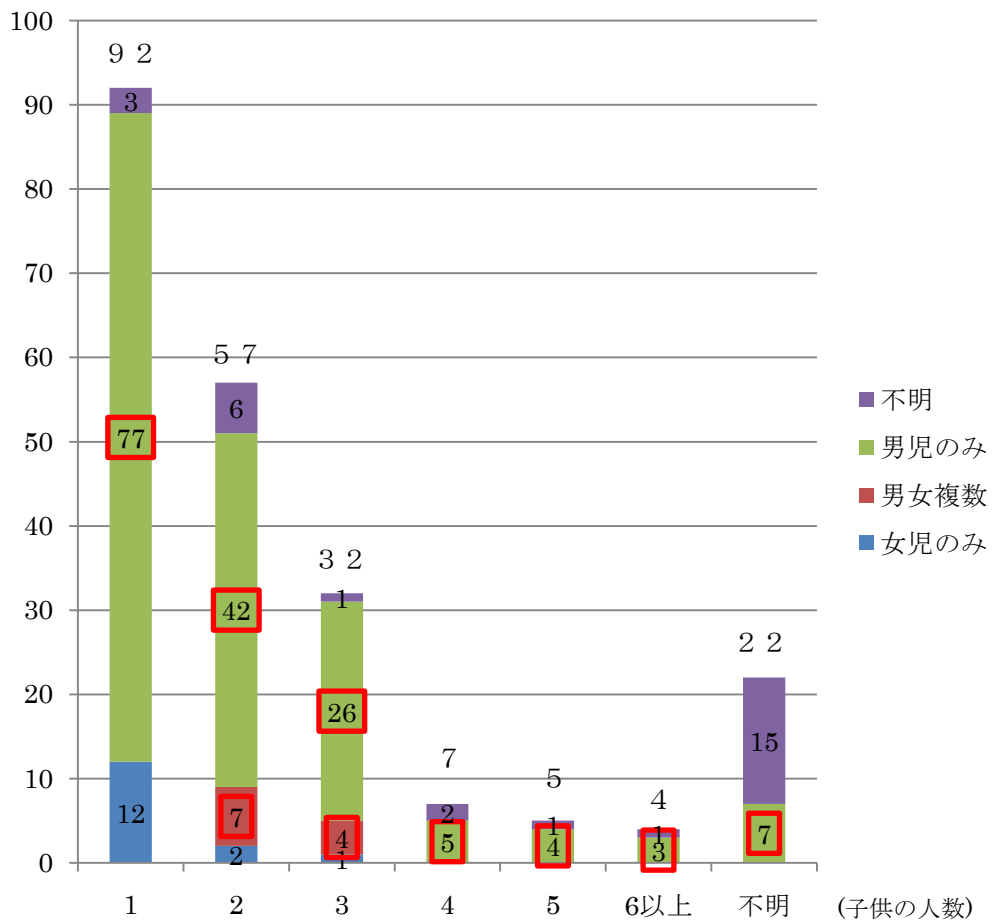


図2 出火時に出火場所にいた子供の男女別人数別の状況

2 出火時の13歳以上の者の状況

2.1 出火時における13歳以上の者の状況

火遊び火災の出火時に、出火場所又はその付近にいた行為者以外の子供や保護者等の状況は、図3のとおりである。また、保護者等の成人や13歳以上の兄弟等がいた場合といない場合のそれぞれの出火場所は、表2及び表3のとおりである。

出火時に行為者のみ又は行為者以外も子供のみがいた場合（140件、63.9%）に多く発生しているが、保護者や兄弟等がいた場合でも79件（36.1%）発生しており、保護的立場の者が周囲にいても、その監視の目を逃れて火遊びに及んでいることがうかがえる。また、表2を見ると、行為者のみ又は行為者以外も子供のみでいた場合で、出火場所が「住宅内」「自動車車内」であるものが45件（20.5%）あり、約5件に1件が子供だけの留守番や車内に子供だけ残しているといった状況で発生している。

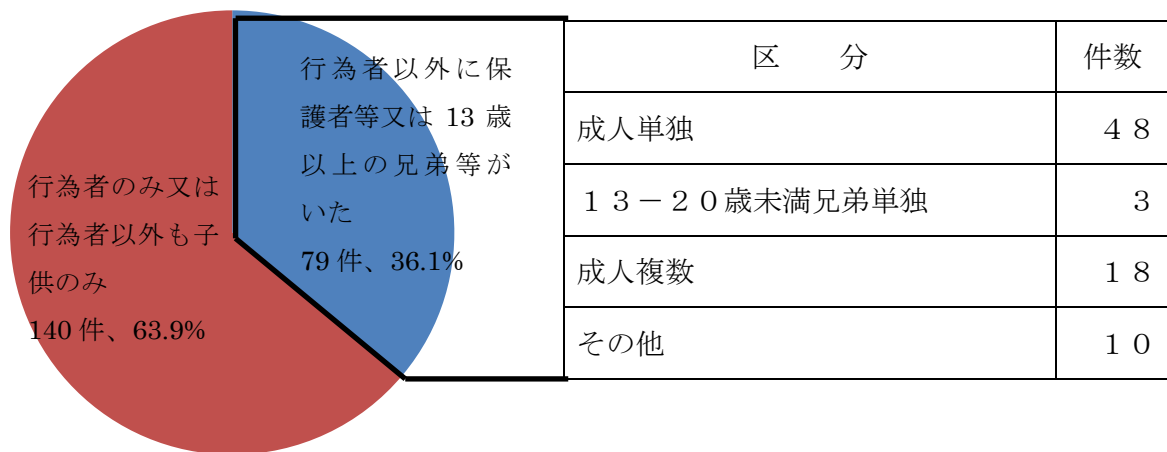


図3 出火時における行為者と行為者以外の者の状況

表2 行為者のみ又は行為者以外も子供のみ
の場合の出火場所

出火場所	火災件数
住宅内	42
公園	25
住宅敷地内	16
自動車車内	3
駅ホーム	1
校舎内	1
学校敷地内	1
倉庫内	1
屋内遊戯施設内	1
その他(屋外)	48
不明	1
計	140

表3 行為者以外に保護者等又は13歳以上
の兄弟等がいた場合の出火場所

出火場所	火災件数
住宅内	69
校舎内	4
住宅敷地内	2
公園	2
店舗内	1
学校敷地内	1
計	79

2.2 出火時における13歳以上の者の行動状況

図3の出火場所に「行為者以外に保護者等又は13歳以上の兄弟等がいた」79件の、保護者等又は13歳以上の兄弟等の行動状況は、表4のとおりである。

昼寝等を含む就寝中（10件は20時から翌8時までの間に就寝中）が24件（30.4%）のほか、行為者の付近にいて起きていても、別の場所にいたり、家事、テレビ等に集中しているなど、保護的立場にある者の監視が疎かになった状況下で発生しているケースが多い。

なお、「その他」の中には、行動は不明であるが行為者と同じ部屋にいた事例も2件ある。

表4 保護者等又は13歳以上の兄弟等がいた場合の行動状況

行動内容	件数
就寝中等	24
別の場所にいた（行動不明）	17
家事等	13
電話、トイレ中	5
テレビ、パソコン中	4
入浴中等	1
その他	12
不明	3
計	79

3 死傷者の発生した火災の状況

3.1 死傷者の内訳

死傷者102名の行為者との関係及び負傷等程度については、表5のとおりである。行為者以外の巻き添えも、死者が2名、負傷者が69名発生しており、死傷者全体の69.6%を占めている。

表5 死傷者の行為者との関係別負傷等程度別分類

死傷者区分		死亡	重症	中等症	軽症	計
行為者	5歳以下	2名			15名	17名
	6-12歳以下	1名	2名	2名	9名	14名
行為者以外	親		1名	4名	12名	17名
	兄弟・友人等	2名		2名	31名	35名
	その他親族			1名	9名	10名
	その他				9名	9名
計		5名	3名	9名	85名	102名

3.2 行為者年齢の区分による死傷者の発生状況

行為者年齢の区分による死傷者の発生した火災件数及び死傷者数については、表6及び表7のとおりである。

行為者が5歳以下の場合には、半数近くの火災で死傷者が発生しており、行為者が6歳から12歳以下と比較すると、死傷者発生件数の割合は3倍以上、火災1件あたりの死傷者数は5倍以上となっている。

表6 行為者年齢の区分による死傷者の発生した火災件数等

行為者年齢区分	火災件数 (A)	死者発生 火災件数 (B)	負傷者発生 火災件数 (C)	死傷者の発生し た火災件数の割 合 ((B+C)/A)
5歳以下	51件	2件※	22件	47.1%
6歳－12歳以下	168件	1件	22件	13.7%

※ 死者2名発生した火災及び死者2名と負傷者4名が発生した火災の2件

表7 行為者年齢の区分による死傷者数及び火災1件あたりの死傷者数等

行為者年齢区分	火災件数 (A)	死者数 (B)	負傷者数 (C)	火災1件あたり の死傷者数 ((B+C)/A)
5歳以下	51件	4名	59名	1.24名
6歳－12歳以下	168件	1名	38名	0.23名

3.3 死傷者の分類

死傷者の発生した火災47件を、「行為者のみ死傷」「行為者以外のみ死傷」「両方死傷」に分類したものが、図4及び表8である。そのうち、行為者以外の死傷者の発生した火災（図4赤枠部分）は、34件（72.3%）あり、多くを占めていた。

また、行為者が5歳以下の火災では、51件のうち22件（43.1%）で行為者以外の死傷者が発生しており、6歳から12歳以下（12件、7.1%）と比較すると、行為者以外の巻き添え者も出た死傷者発生件数の割合は6倍以上となっている。

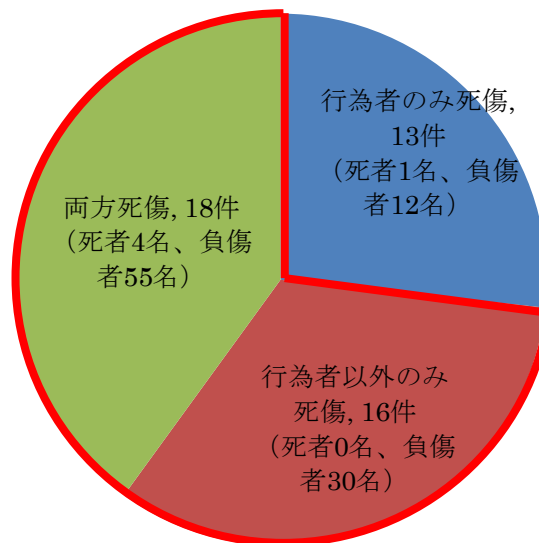


図4 死傷者の分類

表8 行為者年齢の区分による死傷者の分類

行為者年齢区分	行為者のみ死傷	行為者以外のみ死傷	両方死傷
5歳以下	2件	7件	15件
6歳－12歳以下	11件	9件	3件

4 火災発生の曜日、時間帯の状況

火遊び火災の発生した曜日別及び時間帯別の火災件数は、図5及び図6のとおりである。

曜日は、水曜日に多く発生している。これは、多くの小学校で水曜日の時間割を5時間（14時30分頃下校）に設定していること及び幼稚園等の多くが水曜日の終了時間が早いことなど、放課後の時間が長いためと推測される。発生の時間帯は、13時から17時の間で多く発生しているが、22時から5時までの就寝時間帯でも15件発生し、この時間帯の火災は、15件中4件（26.7%）で死傷者が発生しており、他の時間帯（198件中33件（16.7%）で死傷者発生）と比べ、死傷者の発生割合も大きくなっている。

全火災件数（219件）に占める5歳以下の行為者（51名）の割合は、23.9%であるが、発生時間帯別に見ると、午前中や就寝時間帯の多くで、その割合を超えている。

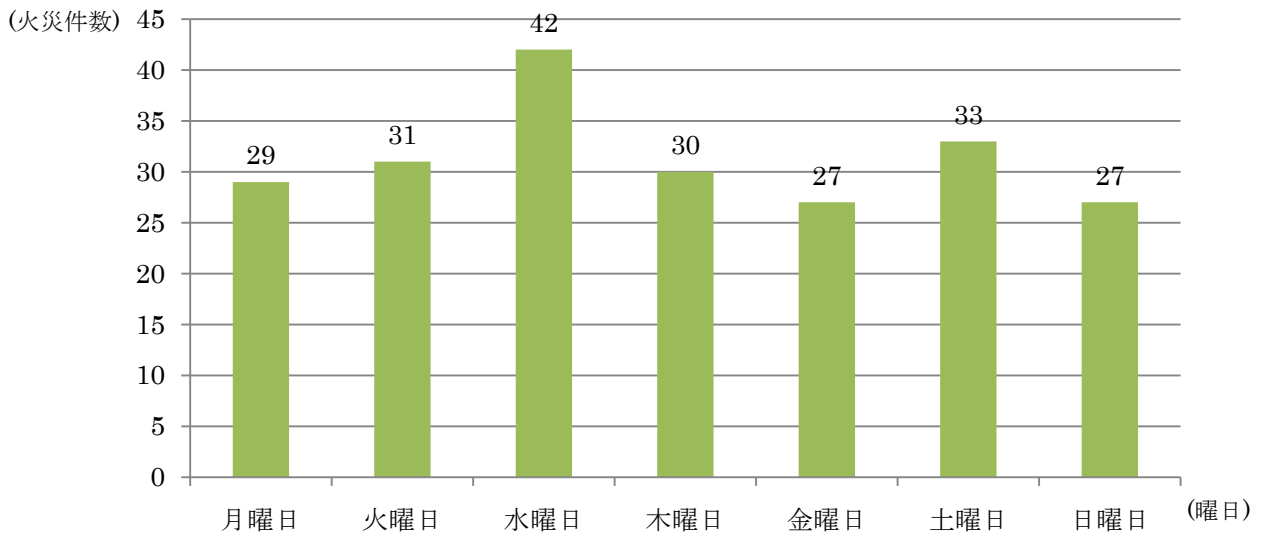


図5 曜日別の火遊び火災の件数

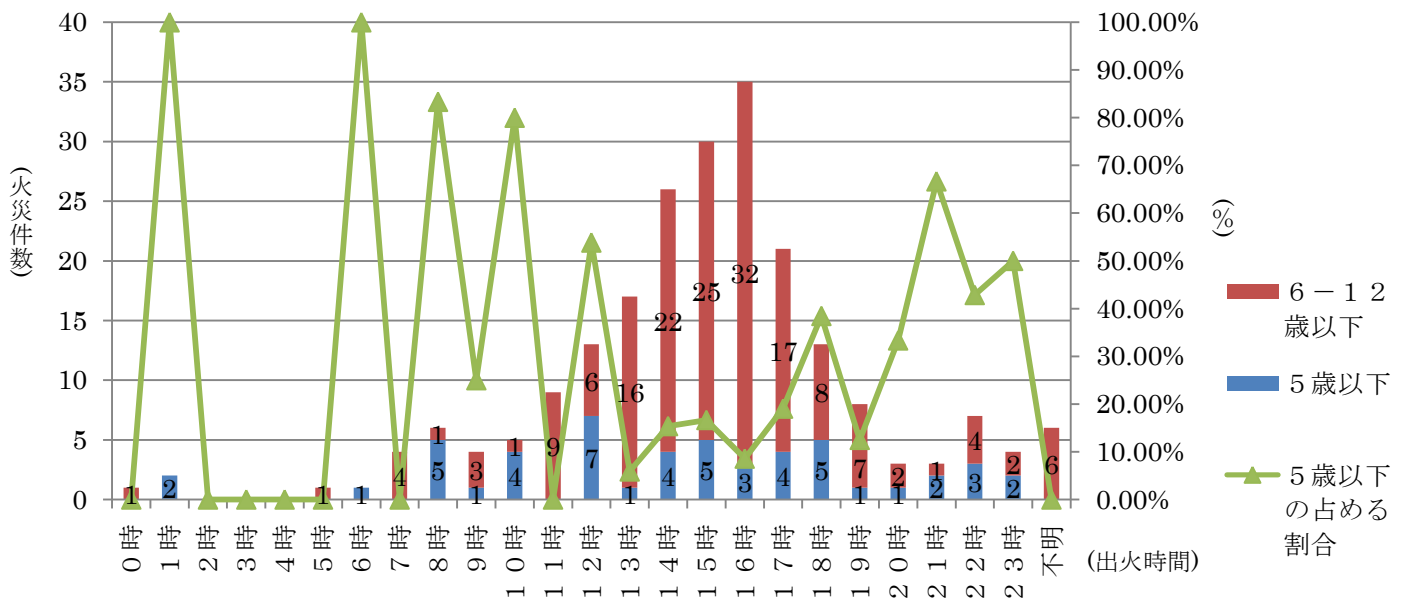


図6 時間帯別の火遊び火災の件数

5 主な火遊び火災の事例

事例1 保護者等が複数名いたにもかかわらず火災が発生した事例

長男（5歳）と二男（4歳）が2階の和室で遊んでいたところ、長男がテレビの脇に置いてあったごみ袋に入っている紙屑にライターで火をつけ火災となったもの。出火当時、祖父（58歳）は2階の別室に、祖母（56歳）と妹（2カ月）は1階にいた。祖父は、孫を救出する際に、軽症を負った。

事例2 年齢1歳でも火遊びをしている事例

母親（23歳）と長男（3歳）がテレビを見ていたところ、同じ部屋にいた二男（1歳）が、洋服ダンスから引っ張り出した衣類にライターで火をつけ火災となったもの。

事例3 テーブルの上に放置していたライターを用いて火遊びをした事例

母親（34歳）がリビングで寝ていたところ、同室にいた長男（6歳）がテーブル上に置いてあったライターを自分の部屋に持ち込み、屑入れに捨ててあった紙屑を取り出しライターで火遊びしていたところ、紙屑が燃え出し、慌てて火のついた紙屑を屑入れに捨てたため、紙屑が燃え出し火災となったもの。出火当時、長女（13歳）はトイレに、二女（11歳）はリビングでテレビを見ていた。母親は、軽症を負った。

事例4 深夜就寝中に一人で起き出し、ライターを用いて火遊びをした事例

深夜1時頃、母親が長男（5歳）と二男（2歳）と寝室で就寝していたところ、一人で長男（5歳）が起き出し、台所の流し台の棚に置いてあったライターを取り出し、付近にあった新聞紙に火をつけて遊んでいたところ火災となったもの。出火当時、父親は外出中であった。3名とも軽症を負っている。

事例5 以前から机の上に置いていたマッチを用いて火遊びをした事例

長男（11）が暖をとろうと、学習机にあったローソクにマッチで火をつけた時、机の上にあった教科書類に着火し、火災となったもの。出火時は、長男一人であった。ローソクは、長男が学童でクリスマスの際に作ったもので長さ5センチ、太さ直径5センチのもので、マッチは家族で食事に行った際にお店から持ってきたもので両方とも以前から机の上に置いていた。長男は、重症を負っている。

事例6 親等に火遊びを叱責されるのを恐れていた事例

二男（5）が居室において棚に置いてあったマッチを使いティッシュペーパーに火をつけていたところ炎が拡大、親等から叱責されるのを恐れて放置したため火災となったもの。出火時は次男の他に、母親、祖母、長男、二女がいてテレビをみながら夕食を食べていた。二男以外は食事中であったため、二男は5～10分位の間、祖母の部屋に一人でした。母親は、テレビの映りが悪くなってきたので、アンテナを直そうとアンテナのある祖母の部屋に行ったところテレビ付近が燃えているのを発見した。母親と祖母は、中等症を負っている。

事例7 トイレに行っていた隙に火遊びをした事例

長男（3）が広告チラシを電気ストーブヒーターに差し込み火遊びをしたため火災となったもの。出火時は、母親（30）と二人で居室にいたが、母親が少しの間、トイレに行った後、居室に戻ると、電気ストーブの前で長男が火のついた紙を持っているのを発見した。長男は、軽症を負っている。

事例8 小学校から持ち出したマッチで火遊びをした事例

長男（12）が居室内で、椅子にかけてあったタオルにマッチを用いて火遊びをし火災となったもの。マッチは、小学校の理科室から持ち帰ってきたものであった。

事例9 普段はガスの元栓を閉めていたが、たまたま忘れた際に火災となった事例

長男（5）がプラスチック製の容器をガステーブルの上に置き、ガステーブルの点火スイッチを押して、火をつけて遊んでいたため火災となったもの。出火時は、長女（9）と長男（5）の二人だけであった。長女は、トイレに行っていて焦げ臭い匂いがしたのでトイレから出てみると、ガステーブルの上のプラスチック製容器が燃えていた。最近、長男がガステーブルのスイッチを押してカチャカチャと火をつける仕草をしていたため、調理する時以外は元栓を閉めるようにしていたが、出火当日は、外出する際に閉めていなかった。

6 分析結果及び過去の事例を踏まえた予防策等

- 子供の場合は特に、拡大した火を見て驚愕する傾向にあり、また、保護者等に叱られることの恐怖心から、保護者等へ火災の発生を知らせるなどの行動を躊躇することが多く、火災の発見の遅れにより死傷者の発生に至るケースが多いと考えられる。住宅用火災警報器の設置を確実に実施するとともに、幼児期から火遊びの危険性を認識させ、自らの身の安全を守ることや、周囲の大人へ迅速に火災の発生を知らせることができるよう家庭内、幼稚園等あらゆる場で教育しておく必要がある。
- 保護者等が不在の時に火遊び火災は多く発生し、また、重大事故につながりやすいことから、子供だけを残しての外出や車から離れることは絶対しない。また、保護者等がいる場合でも、その目をぬすみ火遊びをしている事例もあることから、子供には常に注意を払う必要がある。
- ライター、マッチ等は子供が強く興味を示すものであることから、子供の目につくところに放置しないことはもとより、保護者が隠したつもりであっても子供が持ち出し火遊びしている事例も多く発生していることから、ライター、マッチ等は施錠できる場所で厳重に管理する必要がある。
また、ガステーブルでも火災が発生していることから、普段から調理以外の時には、ガスの元栓を閉めるよう心がける必要がある。